

2011年12月29日

税制抜本改革について（骨子）

民主党税制調査会

はじめに

私たち政治家が、議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引き上げを実施すべきである。

1. 今回の改革の位置づけ

- 過去の政治が、歳入の確保から逃げる一方で、使うことばかり熱心に取り組んできた結果、巨額の借金という負の遺産を積み上げてきたことは周知の事実である。
- 一方で、現在の社会保障制度の根幹は、昭和30年代、高齢化率が5%程度の時代に設計されたものである。少子高齢化が進み、高齢化率が20%を超えた現在においては、制度の不安定化が急速に進行している。公費投入額は年々増加し、高齢者3経費に限っても、現在の消費税収でも9.3兆円も不足しているのが現状である。
- しかも、ここ数年で人口規模の大きい団塊の世代が支え手からいよいよ支えられる側となることにより、国の社会保障関係費の自然増だけで、毎年1兆円を超えることとなる。
- さらに、団塊ジュニア、それ以後の世代も高齢者となる2050年には、高齢化率は40%程度となることが予想されている。
- 政権交代後、少子化対策に取り組んできて、合計特殊出生率に反転の兆しは見られる。また、子ども・子育て新システムを確実に実施していくなど、子どもたちの育ちを支援していかねばならない。しかし、現在の我が国の人口構成に鑑みれば、今後も更なる高齢化は避けられない。
- 以上の現実を前にし、国民で分かち合う改革を進めなければ、現在の受給者だけではなく、若い世代のための社会保障制度の維持・安定化

は図れない。

- 現状を放置すれば、今の若い世代だけでなく、これから生まれてくる子どもにまで更にツケを回すこととなる。増税はこれ以上先送りできず、国民の皆様には頭を下げてお願いしなければいけない時が来ている。
- 国民に負担をお願いするのであれば、今の政治家や官僚自身が、議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切るとともに、無駄の削減に覚悟を持って取り組み、断行しなければならない。
- また、このたびの改革では、国分の消費税収は法律上は全額社会保障4経費に充てることを明確にし、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。
- なお、今回の消費税（地方消費税を含む）の引き上げ分は、社会保障の充実が消費税率の1%程度、当面の社会保障の安定化が3%程度、消費税引き上げに伴う物価上昇などを通じた社会保障支出等の増のためが1%程度である。
- これは社会保障制度を充実・安定化させるとともに財政健全化を達成するための第一歩である。
- 同時に経済成長を達成するため、名目3%程度、実質2%程度の成長の姿に近づいていくことを目指す新成長戦略に沿った成長の姿に早期に近づけるため、新成長戦略を着実に実施していく。経済政策としての有効性がある税制措置についても、納税者の納得を得つつ、果断に実施する。また、政府には日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講ずることを求める。

2. 政治改革・行政改革～『定数削減なくして増税なし』

- 消費税引き上げまでに、国民の納得と信頼を得るため、民主党として、以下の通り、政治改革・行政改革を期す。
 - ・衆議院議員定数を80削減する法案等を早期に国会に提出し、成立を図る。
 - ・行政改革調査会で検討を進めている「行政構造改革実行法案（仮称）」を早期に提出し、成立を図る。閣議決定ベースで可能な改革は直ちに実行に移す。
 - ・給与臨時特例法案及び国家公務員制度関連法案の早期成立を図る。

3. 一体改革における税制上の課題

(1) 所得・法人・資産課税等

①個人所得課税

- 給与所得控除上限設定については、24年度税制改正において実現する。
- 本来、すべての所得を合算する総合課税が理想だが、諸外国の潮流が簡素な分離課税である中、金融資産の高い流動性に鑑み当面の対応として、金融所得課税一体化に取り組んできた。平成26年1月からは、20%本則税率化、日本版ISA導入などの措置を行う。
- 公的年金等控除・老年者控除については、現役世代と課税最低限について比較考慮をし、検討を行う。なお、「マニフェストの中間検証」においては、「配偶者控除圧縮を前提としており、未実施のため未着手」としている。
- 配偶者控除については、子ども手当の財源とするとしてきたが、控除から手当への理念との整合性も踏まえつつ、ライフスタイルに中立な税制構築に向け、そのあり方について引き続き検討する。
- 個人住民税については、社会保障・税共通番号制度導入の際には、納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化の検討を行う。

②法人課税

- 復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）において、法人実効税率の引き下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の引き下げ税率の効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、「新成長戦略」も踏まえ、検討する。

③資産課税

- 相続税の基礎控除の引き下げ・最高税率の引き上げ、贈与税の税率構造の緩和等については、税制抜本改革において実現する。
- 住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長については24年度税制改正において実現するが、それに加え上記見直しを行うことで、消費性向の高い若年世代への資産移転を促進し、需要を喚起する。

④その他

- 地球温暖化対策のための税の導入については、24年度税制改正において実現する。
- 今回の抜本改革では、消費税の引き上げにより、国民の各層で負担を分かち合うものであることなどを踏まえ、特に所得の高い富裕層に絞った形で、一定の負担を求める方策を講ずる。

(2) 社会保障・税共通番号制度及び歳入庁

- 番号制度については、2015年からの運用開始を目指し、2012年2月を目途に国会に法案を提出する。
- 歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する。

(3) 消費税

①引き上げ時期・幅、経済との関係

- 新成長戦略に沿った成長の姿に早期に近づけるため、政府と日本銀行には、一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講ずることを求める。
- 以下を踏まえ、税率は2014年4月に8%、2015年10月に10%とする。
 - ・前回総選挙時の代表発言や政権交代時の連立与党合意も踏まえ、前回総選挙において付託された政権担当期間中において、消費税率の引き上げは行わない。
 - ・人口規模の大きい団塊の世代（1947～1949年頃に生まれた世代）が2014年にはすべて年金受給者となることから、引き上げの始期を判断する必要がある。
 - ・今回の社会保障改革案で決めた社会保障の充実・安定化のための財源確保、特に1/2国庫負担安定財源の早期確保を、消費税によって順次行いつつ、2015年までに図る。
 - ・経済や国民生活・家計への影響等に鑑み、引き上げは段階的に行うべきである。
 - ・引き上げ後の経済への影響等を注視し勘案できるよう、次の引上げまでに、十分な期間をとる必要がある。
 - ・段階的引き上げを行うにあたっては、事業者への配慮等から、1年以

上準備期間を設ける必要がある。

- ・食料品等に対する軽減税率については、かえって高額所得者ほど負担軽減額が大きくなること、課税ベースが大きく侵食される（税率1%あたり概ね0.6兆円の減収）ことや、事業者の負担等を踏まえ、今回の改革においては単一税率を維持する。
- なお、法律成立後、引き上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組みを設けることとする。
- 具体的には、消費税率引き上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引き上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする規定を法案に盛りこむ。

②社会保障目的税化・逆進性対策

- 消費税込（国分）は、法律上は全額社会保障4経費に充てることを明確にし、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。その上で、今般の一体改革において盛り込まれた社会保障の機能強化の一環として、低所得者への年金加算、介護保険料・国民健康保険料の軽減措置等、きめ細かな機能強化策を着実に実施する。

（注）消費税込（地方分（現行分の地方消費税を除く））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する（消費税込の社会保障財源化）。

- 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。

- 上記の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

③課税の適正化

- 中小事業者などの事務負担に配慮し、免税点制度や簡易課税制度は維持する。その上で、益税が生じているのではないかといった指摘も踏まえ、実態に即し見直しを行う。
- 今回の改革においては、単一税率を維持することや、中小事業者の事務負担等を踏まえ、いわゆるインボイス制度の導入は行わない。

④個別間接税との関係

- 車体課税については、平成 24 年度税制改正大綱の通り、見直しを行う。
- 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていることや平成 24 年度税制改正において石油石炭税の上乗せを行うことも踏まえ、引き続き検討を行う。
- 酒税については、平成 24 年度税制改正大綱で示された方針に沿って、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引き上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
- 印紙税については、建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び領収書について負担軽減を検討する。

⑤引き上げの際に配慮すべき課題

- 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引き上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、住宅取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
- 今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省にお

いて定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

⑥ 価格転嫁の問題・価格表示

- 円滑かつ適正に価格転嫁が行われるよう、下請事業者等に対する優越的地位を濫用した転嫁拒否の防止や、消費税の転嫁・表示等に関するガイドラインの策定・周知徹底など、政府を挙げて徹底した対策を講ずることを求める。
- 消費者に対する値札等における「総額表示」は、消費者の利便性や、事業者のコスト等を考慮し、維持することを基本とする。価格表示のあり方については、「外税」「内税」などについて様々な議論があることから、事業者間取引や相対取引等における価格表示のあり方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

⑦ 国と地方の関係

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされていることを踏まえ、抜本的に見直す。

4. 今後の改革の検討

- 2050年以降、高齢化のピークを迎えることを考慮すれば、今後も改革を進める必要がある。今回の改革に引き続き、少子高齢化の状況、財政の状況、経済の状況などを踏まえつつ、次の改革を実施することとし、今後5年を目途に、そのための所要の法制上の措置を講じることが今回の改革法案の附則に明記する。

おわりに

以上の改革案について、与野党協議を踏まえ、法案化を行う。

以上